

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項及び第21条並びに次世代育成支援対策推進法第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

令和8年7月31日 一 関 市

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異（％） （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	全職員：89.7％（医師を除く職員：89.7％）
任期の定めのない常勤職員以外の職員	全職員：103.2％（医師を除く職員：103.2％）
全職員	全職員：82.7％（医師を除く職員：83.1％）

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異（％） （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	全職員：106.0％（医師を除く職員：98.1％）
本庁課長相当職	全職員：101.5％（医師を除く職員：97.5％）
本庁課長補佐相当職	全職員：98.7％（医師を除く職員：97.2％）
本庁係長相当職	全職員：94.2％（医師を除く職員：94.2％）

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異（％） （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	全職員：97.6％（医師を除く職員：98.8％）
31～35年	全職員：90.6％（医師を除く職員：93.6％）
26～30年	全職員：93.9％（医師を除く職員：93.9％）
21～25年	全職員：93.3％（医師を除く職員：93.3％）
16～20年	全職員：87.7％（医師を除く職員：87.7％）
11～15年	全職員：97.0％（医師を除く職員：88.4％）
6～10年	全職員：87.6％（医師を除く職員：91.3％）
1～5年	全職員：82.8％（医師を除く職員：86.0％）

【説明欄】

① 任期の定めのない常勤職員

- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合78.3%である。
- ・ 時間外勤務は男性の方が長い傾向にあり、男性一人当たりの時間外勤務手当平均支給額に対する女性の割合は63.0%である。

② 全職員

- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」よりも、相対的に給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」の構成比率が、男性職員の方が高いことから差が生じるもの。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

[令和8年4月1日現在]

区分	行動計画における目標 (%) (令和12年度)	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)	令和8年度 (%)
管理的地位にある職員	30.0	28.5	28.6	29.6

【説明欄】

- ・ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は29.6%となっており、前年度と比較して1.0%増加した。引き続き、女性管理職の登用を推進していく。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

[令和8年4月1日現在]

区分	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)	令和8年度 (%)
部長級	24.0	26.1	16.7
部次長級	23.3	13.9	12.5
課長級	32.8	41.7	48.2
課長補佐級	47.0	43.9	45.4
係長級	45.1	47.1	44.4
消防正監	0.0	0.0	0.0
消防監	0.0	0.0	0.0
消防司令長	0.0	0.0	0.0
消防司令	0.0	0.0	0.0
消防司令補	0.0	0.0	0.0
合計	34.8	34.3	34.2

【説明欄】

- ・ 係長級から課長級では、女性職員の割合が40%台となっており、特に課長級は48.2%と、前年度に比べ6.5%増加した。一方、部次長級、部長級では女性職員の割合が10%台と低い水準となっている。引き続き、女性管理職の登用を推進していく。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

[令和8年4月1日現在]

区分	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)	令和8年度 (%)
一般職の職員（会計年度任用職員を除く）	50.9	46.9	45.9

【説明欄】

- ・ 採用者に占める女性職員の割合は45.9%となっており、一定の水準を維持している。引き続き、多様な人材の確保に向けて採用活動を実施し、女性受験者の確保に努める。

Ⅴ 職員に占める女性職員の割合

[令和8年4月1日現在]

区分	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)	令和8年度 (%)
一般職の職員（会計年度任用職員を除く）	41.1	41.5	41.6

【説明欄】

- ・ 職員に占める女性職員の割合は41.6%となっている。今後も、多様な人材が能力を発揮できる職場環境の整備を進めるとともに、女性職員の活躍推進に取り組む。

「職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績」

I 平均した継続勤続年数の男女の差異

[令和8年4月1日現在]

区分	令和6年度（年）	令和7年度（年）	令和8年度（年）
一般職の職員（会計年度任用職員を除く）	2年9月	2年11月	2年11月

【説明欄】

- 平均勤続年数は、男性20年3月に対し女性17年4月となっており、その差は2年11月となっている。職員が性別にかかわらず継続して勤務できるよう、働きやすい職場環境の整備に努める。

II 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況（令和7年度）

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	行動計画における目標 （%） （令和12年度）	令和5年度（%）	令和6年度（%）	令和7年度（%）
男性	85.0	42.9	26.1	47.4
女性		100.0	100.0	100.0

※男性の育児休業取得率の目標値は、2週間以上の育児休業取得率としている。

(2) 会計年度任用職員

区分	行動計画における目標 （%） （令和12年度）	令和5年度（%）	令和6年度（%）	令和7年度（%）
男性			0.0	0.0
女性			100.0	100.0

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性（%）	女性（%）	男性（%）	女性（%）
1週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	22.2%	0.0%	0.0%	25.0%
3月超6月以下	22.2%	6.3%	0.0%	50.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9月超12月以下	11.1%	68.8%	0.0%	25.0%
12月超24月以下	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【説明欄】

- 常勤職員の育児休業取得率は、女性職員100%、男性職員47.4%となっている。また、取得期間については、女性職員は「9月超12月未満」が最も多く、男性職員は「2週間以上1月以下」が最も多い状況である。男性職員の取得率は近年増加してきているが、さらなる向上が課題である。

Ⅲ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び合計取得日数の分布状況（令和 7 年度）

区分	行動計画における 目標（％） （令和12年度）	令和 5 年度（％）	令和 6 年度（％）	令和 7 年度（％）
配偶者出産休暇取得率		85.7	56.5	68.4
育児参加のための 休暇の取得率		47.6	39.1	47.4
合計取得率	100.0	90.5	65.2	78.9
合わせて 5 日以上 の取得した職員の 割合	50.0	33.3	17.4	36.9

【説明欄】

- ・ 配偶者出産休暇取得率は68.4%、育児参加のための休暇の取得率は47.4%、合計取得率は78.9%となっている。引き続き、男性職員が育児に積極的に参画できるよう、休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組む。

Ⅳ 職員の勤務時間の状況（令和 7 年度）

1 職員一人あたりの超過勤務時間（月平均）

区分	行動計画における 目標（時間） （令和12年度）	令和 5 年度（時間）	令和 6 年度（時間）	令和 7 年度（時間）
職員一人あたりの 超過勤務時間	9 時間以内	12.9	12.1	13.0

2 超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	行動計画における 目標（％） （令和12年度）	令和 5 年度（％）	令和 6 年度（％）	令和 7 年度（％）
上限を超えて命じ られて勤務した職 員の割合	10%以内	23.3%	22.9%	20.6%

【説明欄】

- ・ 月平均の超過勤務時間は13.0時間であり、前年度から0.9時間増加した。これは令和 7 年度に選挙事務が重なったことも要因と考える。また、特定の部署において超過勤務時間が多い状況が見られる。
- ・ 引き続き、長時間勤務の縮減に取り組む。

Ⅴ 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和 7 年度）

区分	行動計画における 目標（日） （令和12年度）	令和 5 年度（日）	令和 6 年度（日）	令和 7 年度（日）
年次休暇 平均取得日数	15.0	11.2	11.3	11.3

【説明欄】

- ・ 職員一人当たりの年次休暇取得日数は11.3日と前年度から横ばいとなっている。引き続き、業務の効率化及び計画的な休暇取得を促進し、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図る。